

(旅行業者、OTA事業者向け)

「都内観光促進事業」(もっと楽しもう! TokyoTokyo)
に関する各種手続きについて

1 スケジュール

- 10月 9日(金) 事業者公募開始
- 10月13日(火) 事業者向け説明会 参加申込締切(17時まで)
- 10月15日(木) 事業者向け説明会(要事前申込)

※説明会へのご参加は登録申請に必須ではありません。

①実地開催(20名限定)

【場所】東京観光財団 会議室

【時間】13時30分～

②オンライン開催(YouTubeでのライブ配信)

※オンラインでの視聴もお申込みが必要です。

- 10月16日(金) 事業者の登録申請締切(17時まで受付)
- 10月21日(水)以降 登録審査結果通知
登録証及び割当数通知書を郵送
(10/21(水)以降随時発送)
- 10月23日(金) 販売開始
(準備ができた事業者より随時販売開始)
- 10月24日(土)～
令和3年3月31日(水) 旅行催行(割当数終了まで)

★登録申請を受領後、(公財)東京観光財団より、ご登録いただいたメールアドレスに受領確認のメールを送信いたします(10月20日(火)までに送信予定)。
10月20日(火)までに連絡がない場合は、通信トラブルなどの可能性がありますので、コールセンター(電話番号:03-5484-5886)へお問い合わせください。

★登録された旅行業者等は、当事業のHPにて取扱事業者として会社名、連絡先等を掲載いたします。

★今後、11月と12月に追加公募を予定しています。別途ホームページ等でご案内いたします。

2 旅行者、OTA事業者の登録申請手続き

【登録申請期間】

令和2年10月9日（金）14時～令和2年10月16日（金）17時まで

※登録は「都内観光促進事業」に参加するために必ず必要な手続きとなります。

【登録申請の手順】 必ず下記STEP 1、2の手続きを行ってください。

提出方法は、以下の電子メール及びオンライン画面で申請してください。

これら方法での申請が難しい場合は、下記【郵送での申請】に沿って提出ください。

STEP 1. 登録申請書類の提出

下記①～④の書類をスキャンの上で、PDF形式でメールに添付して提出先メールアドレスまでご提出ください。（※④は写真データ（JPG形式等）でも結構です）

(1) 登録申請提出書類

- ① 「都内観光促進事業取扱事業者」登録申込書兼誓約書（様式1）
※代表者の自署（サイン）又は登録印（実印）を押印
- ② 「旅行業登録票」「旅行業登録通知書」「旅行業更新登録通知書」いずれかの写し
※OTA事業者の場合は、国内において法人格を有することを証明できる書類
- ③ 事業所や営業所が都内に所在することを確認できるもの
（東京都以外で旅行業登録をしている事業者のみ提出）
- ④ 東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗、事業所等に掲示している写真
（ステッカー申請：<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>）



(2) 提出先メールアドレス

 ryokou@tcvb.or.jp

(3) 提出上のルール

○メールの件名

「【もっとTokyo】登録申請（事業者名）」としてください。

（例：「【もっとTokyo】登録申請（東京観光産業）」）

○添付するファイルのサイズ

可能な限り1メールにつき、3MB以下としてください。

○ファイル名

「上記書類番号（①～④）＋以下STEP2で登録する電話番号＋事業者名」としてください。

（例：① 0354845886東京観光産業.pdf）



STEP 2：オンライン画面の登録

下記URLよりアクセスし、登録情報入力フォームに必要事項を入力してください。

<https://jp.surveymonkey.com/r/2MRPLJG>

TCVB

公益財団法人 東京観光財団

都内観光促進事業 事業者登録受付フォーム

※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。
※この登録申請書は、10月16日（金）23時59分まで受付いたします。

【郵送での申請】（10月16日（金）消印有効）

郵送での申請を希望される方は、以下の書類を簡易書留で郵送してください。

- ・「STEP 1. 登録申請書類①～④」の書類
- ・様式1別紙「取扱事業者登録情報」（旅行者・OTA事業者用）
（提出先）〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
公益財団法人 東京観光財団 地域振興部 「都内観光促進事業」担当



3 販売

あらかじめ割当てられた泊数・人数分について商品造成を行い、期間内に販売してください。
(準備ができた事業者より販売開始。割当数に到達次第終了)

【販売開始】 10月23日(金)～

【旅行催行期間】 令和2年10月24日(土)以降に始まり、
令和3年3月31日(水)までに完了する旅行が対象となります。



4 実績報告書・助成金振込依頼書の提出

【実績報告・精算時に必要な書類】

下記①～④の書類を揃えて提出してください。

- ① 「都内観光促進事業」実績報告書 (月分) (様式4)
- ② 「都内観光促進事業」実績報告書 別添(様式4別添)もしくは相当する書類
- ③ 「都内観光促進事業」助成金振込依頼書(月分) (様式5)
- ④ ・宿泊旅行の場合 : 宿泊したことを証明する書類等(宿泊施設が発行する領収書等の写し又は宿泊証明書等)
※宿泊数(人数)の記載のあること
※宿泊証明書の場合は原本を提出
・日帰り旅行の場合 : 利用交通機関の領収書等の写し、都内で飲食店や施設等を利用したことを証明する領収書等の写し

【書類提出の方法、提出期限等】

毎月末に、各月の送客、宿泊実績を集計し、翌月15日までに必着で提出

なお、月2回の助成金交付を申請することも可能です。

その場合は、以下のとおりご提出ください。

- ・各月1日から15日分 → 当月末日までに提出
(例: 1月1日から1月15日分は、1月31日までに提出)
 - ・各月16日から末日分 → 翌月15日まで
(例: 1月16日から1月31日分は、2月15日までに提出)
- ※書類の提出方法、提出先については別途ご案内いたします

※注意事項

- ・提出書類に不備があった際は一度お返しさせていただき、再度ご提出いただきますので余裕をもってご提出ください。
- ・書類審査後、助成金交付額決定通知書(様式6)を交付し、その後振込となります。
- ・書類記載の際はデータ入力またはボールペンにてお願いします。
(フリクションペン、鉛筆等は使用しないでください)
- ・提出方法等は変更となる場合があります。